

2017-B	I 4B																												
拠出金・基金の名称	国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)拠出金																												
種別	<input checked="" type="checkbox"/> イヤマークのみ <input type="checkbox"/> 一部イヤマーク																												
【拠出先の国際機関名】国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)																													
【所管官庁担当局課・室名】外務省総合外交政策局人権人道課																													
<p>【当該任意拠出金の目的・用途等】</p> <p>我が国は拠出金の用途の明確性を重視し、通常予算による任意拠出金を2分野・2か国にイヤマークしている。分野では、①特定の国または分野に関する人権の特別報告者等の活動支援費用、②強制的失踪作業部会に、国・地域に関しては、①カンボジアにおけるフィールドプレゼンス、②ソウルにおけるフィールドプレゼンスに拠出している。</p> <p>また、平成29年度補正予算による追加拠出により、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況改善が一層緊急性増している中、同状況に改善が見られないことから、状況改善に向けたOHCHRの取組を一層推進させるべく、関連分野におけるOHCHRの能力強化及び取組を支援している。</p>																													
【最近3年間の我が国支払額及びODA率】																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>単 位</th> <th>邦 貨 (千 円)</th> <th>外貨1 (千米ドル)</th> <th>外貨2 (千)</th> <th>レ ー ト</th> <th>ODA率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>213,119</td> <td>119</td> <td></td> <td>1米ドル=110円</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>13,119</td> <td>109</td> <td></td> <td>1米ドル=120円</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>13,119</td> <td>119</td> <td></td> <td>1米ドル=110円</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	単 位	邦 貨 (千 円)	外貨1 (千米ドル)	外貨2 (千)	レ ー ト	ODA率(%)	平成29年度	213,119	119		1米ドル=110円	100	平成28年度	13,119	109		1米ドル=120円	100	平成27年度	13,119	119		1米ドル=110円	100					
単 位	邦 貨 (千 円)	外貨1 (千米ドル)	外貨2 (千)	レ ー ト	ODA率(%)																								
平成29年度	213,119	119		1米ドル=110円	100																								
平成28年度	13,119	109		1米ドル=120円	100																								
平成27年度	13,119	119		1米ドル=110円	100																								
<p>【当該任意拠出金等の意義、成果等に関する我が国としての評価】</p> <p>総理や大臣が施政方針演説や外交演説において、人権・民主主義といった基本的価値の推進につき言及している中、OHCHRへの拠出は、我が国の一貫した人権重視の姿勢を対外的に示し、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況の改善や女性の権利の保護・促進を含めた人権外交を引き続き積極的に推進していくために必須である。また、慰安婦問題等のセンシティブな問題が人権条約体で提起される場合においても、拠出金を負担するドナー国のひとつとしての立場に立って、我が国の主張を効果的に表明することができる。OHCHRは、年3回開催される人権理事会の事務局としての機能を有しているが、我が国は普遍的価値たる人権の保護・促進を推進する立場から、人権理事会の理事国としての地位を継続して確保することを極めて重視し、人権理事会設立当初から現在まで、計10年にわたり理事国を務めてきている。</p> <p>人権理事会における我が国の主要な取組の一つに、平成20年以来、我が国がEUと共同で人権理事会に提出し、11年連続で採択されている北朝鮮人権状況決議がある。同決議は、北朝鮮に対し、拉致問題を含む全ての人権侵害を終わらせるための措置を早急にとることを要求するものであり、平成28年～30年には人権理事会において無投票採択されている。これまで、同決議に基づき、北朝鮮における人権に関する国連調査委員会(COI)の設置(平成25年)、OHCHRソウル事務所の開設(平成27年)、北朝鮮における人権侵害に係る説明責任の問題に重点的に取り組む独立した専門家の指名(平成28年)、ソウル事務所を含むOHCHRの能力強化(平成29年～)といった取組が進められてきている。我が国として拉致問題の早期解決のため、こうした関連分野におけるOHCHRの活動を支援し協力することには非常に大きな意義がある。</p>																													
【備考】																													